

インド

修正予算案を公表

SMBC Asia Monthly

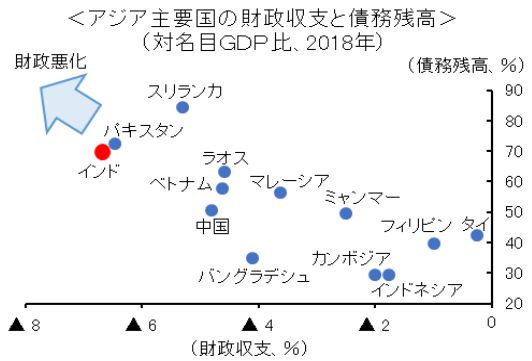
日本総合研究所 調査部

副主任研究員 熊谷 章太郎

E-mail: kumagai.shotaro@jri.co.jp

■従来の財政スタンスを維持

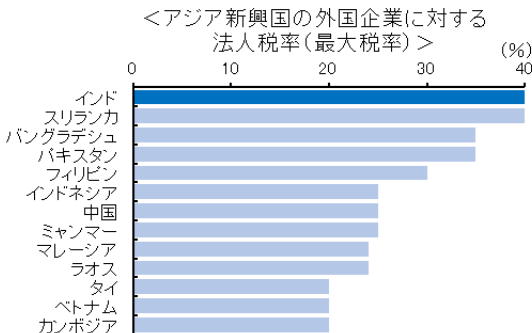
インドでは、5月末に第2次モディ政権が発足したことを受けて、7月5日に2019年度(2019年4月~2020年3月)の修正予算案が発表された。歳出・歳入の規模は、2019年2月に公表された予算案から大きな変化はなく、歳出は前年度比+13.4%の27.9兆ルピー、歳入は同+14.2%の20.8兆ルピーとなった。財政赤字は実額では増加するものの、経済成長を受けて対名目GDP比では3.3%と、前年度(同3.4%)から小幅縮小する見込みである。ただし、州政府を含めた財政赤字の対名目GDPは7%弱とアジア主要新興国のなかで最も大きく、財政健全化が喫緊の課題である(右上図)。そのため、政府はインフラ整備にかかわる予算を拡充する一方で、歳出効率化や徴税率の向上等により財政赤字の縮小を目指すという、従来と同様の財政スタンスを維持した。



(出所) IMF「World Economic Outlook 2019 April」
(注) 一般政府ベース。

■地場企業の法人税を引き下げ

今回の予算案では、法人税減税が注目を集めた。インドの標準法人税率は30%であり、これまでは年間売上高が25億ルピー以下の企業に対し、25%の優遇税率が適用されてきた。政府は今回の予算案で、優遇税率の適用対象となる売上高を40億ルピー以下に引き上げて対象を拡大する方針を示した。これにより、99%以上の企業に25%の税率が適用されることになる。第1次モディ政権は企業の国際競争力の向上のため法人税を段階的に引き下げる方針を示しており、今回の措置はその流れに沿ったものである。ただし、外国企業に対しては地場企業と異なる法人税率が適用されるため、今回の税制変更は海外からの投資増加にはつながらない見込みである。外国企業の法人税率は、課税所得の多寡にかかわらず40%とアジア主要新興国のなかで最も高い(右下図)。さらに、課税所得に応じて2~5%の課徴金と4%の健康教育目的税も課され、これらを含む法人税率は最高で50%弱に達する。現状、SEZ(経済特別区)で事業を行う企業に対しては税制優遇措置が適用されるが、この法人税の優遇措置が2020年3月末に失効した後の代替優遇措置をどうするかについて今回の予算案で示されなかった。そのため、2020年度から新たにインドで事業を開始する企業に対しては、高率の法人税が適用される公算が大きい。



(資料) OECD Tax Database、JETROなどを基に日本総研作成
(注1) スリランカは、標準税率が28%、賭博・酒・タバコ関連企業で40%、売上が一定規模以下の小企業やIT・観光関連企業などで14%。バングラデシュの税率は、上場企業で25%、非上場企業で35%。バングラデシュは、標準税率が28%、売上が一定規模以下の小企業で23%、銀行業で35%。インドネシアの税率は、売上が一定規模以下の小企業で12.5%、株式を40%以上公開する上場企業で20%。マレーシアは、売上が一定規模以下の中小企業で17%。カンボジアは法人税(課税所得の20%)とミニマム税(売上高の1%)のうち大きい方を納税。
(注2) 投資奨励業種の経済特区などへの投資に対する税制優遇措置により、法人税率が大幅に低下するケースもある。

財政赤字の縮小や国内産業の保護はインドにとって重要な経済課題である。しかし、外国企業への高率の課税は、対内直接投資の抑制を通じて雇用創出を阻害するとともに、景気を冷やしてむしろ税収減少に作用するリスクがある。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。